

青森県農家負担軽減支援特別資金事務取扱要領

平成7年10月16日青農経第597号青森県農林部長通知
最終改正：平成12年8月18日

農家負担軽減支援特別資金の融通については、農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）、青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則及び県が要綱第2の4に掲げる融資機関との間に締結する青森県農家負担軽減支援特別資金利子補給契約書によることとし、その運用に当たっては、他の法令等に定めるもののほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 農家負担軽減支援特別資金の内容等

1 貸付対象者

農家負担軽減支援特別資金（以下「本資金」という。）の貸付に当たっては、借入金の償還が困難となっている農業者であって、個人にあつては要綱第2の1の（1）、法人にあつては、要綱第2の1の（2）に掲げる要件を満たし、かつ、要綱第4の2の（2）により農業経営改善推進計画（以下「推進計画」という。）について、原則として住所地を所管する農林事務所長の承認を受けた者とする。

2 資金使途

本資金の使途は、要綱第2の2のとおりとする。

3 貸付期間

本資金の貸付けは、要綱第2の3のとおりとする。

4 融資機関

本資金の融資機関は、要綱第2の4のとおりとする。

5 貸付条件

（1） 貸付限度額

貸付限度額は、第2の2の（2）により農林事務所長の承認を受けた推進計画に定める本資金の借入計画額とする。

（2） 貸付額の単位

本資金の貸付金額は、万円単位とする。

（3） 償還期限及び据置期間

償還期限は10年以内とし、据置期間は償還期限内において3年以内で設けることができるものとする。ただし、次の全ての要件を満たすものとして農林事務所長が第3の2の（2）により推進計画を承認した場合には、償還期限を15年以内とすることができるものとする。

ア 遊休資産の処分等経営の体質強化及び生産性の向上が特段に行われると見込まれること。

イ 既往債務の年間償還額からみて、償還期限を10年とした場合には推進計画の達成が極めて困難と認められること。

(4) 償還方法

ア 償還金額は各年元金均等とし、千円単位とする。ただし、各年の償還金額に端数が生じた場合は、第1回の償還金額に加えるものとする。

イ 約定償還日は、毎年6月20日又は12月20日とする。ただし、特別な理由がある場合に限り、農林事務所長の認めた日とすることができる。

ウ 償還期限の第1年目とは、貸付日以降に初めて迎える、イにいう約定償還日までとする。

(5) 貸付利率

本資金の貸付利率については、要綱第2の5の(4)の規定により、国からの通達に基づき、別途、知事から通知するものとする。

6 債権保全措置

本資金の貸付けに係る債権保全については、通常の物的又は人的担保によることを原則とするが、必要に応じ、農業信用保証保険制度の活用を図るものとし、担保・保証の徴求が過重とならないよう留意すること。

第2 推進計画

1 推進計画の作成

(1) 本資金の借入希望者は、融資機関、地域農業改良普及センター及び市町村の指導の下に、農業経営改善推進計画承認申請書(第1号様式)を作成し、融資機関に提出するものとする。

この場合、同様式中の推進計画は、その作成から概ね5年以内に、農家経済余剰で全ての約定償還金の返済が可能となる等の目標を達成するための現実的・具体的な措置を講ずるよう、特に、次の点に留意して作成するものとする。

ア 収益性の向上、経営費の節減、生活の合理化、遊休資産の処分等を図るとともに、新規投資については極力抑制し、農業経営及び農家経済全体の安定・体質強化を促進すること。

イ 促進計画の達成上必要な資金以外の資金の借入は極力行わないようにするとともに、関係金融機関の協力による既貸付金の償還条件の緩和等により、毎年の償還負担の軽減を図られるようにすること。

(2) 融資期間は、(1)の書類が提出されたときは、地域農業改良普及センター及び市町村等と協議の上、農業経営改善推進指導計画(第2号様式。以下「指導計画」という。)を作成し、これを添えて、借入希望者の住所地の市町村長に提出するものとする。

2 推進計画の審査及び承認

(1) 市町村長は、1の(2)により書類が提出されたときは、農業経営改善推進計画承認申請に関する意見書(第3号様式。以下「意見書」という。)を作成

し、これを添えて、所轄農林事務所長（取扱融資機関が農業協同組合の場合は、その農業協同組合を所轄する農林事務所長）に提出すると同時に、その写しを（２）のイ、ウ、エの機関に送付するものとする。

- (2) 農林事務所長は、(1)により意見書が提出されたときは、次に定める機関を構成員とする審査会を開催し、推進計画を審査の上、指導計画及び意見書を考慮して農業経営の安定・体質強化が図られることが見込まれる場合に、その承認を行うものとする。

ア 農林事務所

イ 地域農業改良普及センター

ウ 青森県信用農業協同組合連合会

エ 青森県農業信用基金協会

オ 関係融資機関

カ その他農林事務所長が認める機関

- (3) 承認の通知は、市町村長を経由して借入希望者及び融資機関に対して、農業経営改善推進計画承認書（第4号様式）により、不承認の場合にあってはその理由を付した文章により行うものとする。

- (4) 農林事務所長は、(2)の承認状況等を農業経営改善推進計画承認一覧表（第5号様式）により、速やかに農業技術課長に報告するものとする。

3 推進計画の承認の取消し

農林事務所長は、審査会を開催し、次の場合には、2の(2)の承認を取り消すものとし、市町村長を経由して借入者及び融資機関に対して、農業経営改善推進計画承認取消書（第6号様式）により通知するとともに、速やかに農業技術課長に報告するものとする。

- (1) 推進計画の達成が困難と認められた場合
(2) 承認取消の申請又は融資機関に対し借入申込みの辞退があった場合
(3) 承認後に推進計画の不実記載が認められた場合

4 推進計画の的確な実施等

- (1) 本資金の借入者は、農業経営及び農家経済の収支について簿記記帳を行い、推進計画を的確に実施するものとする。
- (2) 1の(2)による指導計画を作成した融資機関は、借入者ごとに個別指導を行う特別指導員を配置するとともに、市町村、地域農業改良普及センター等の協力を得て指導班を編成し、適時、適切な指導を行い、本資金の借入者の推進計画が早期に達成されるよう努めるものとする。
- (3) 農林事務所長は、本資金制度の適正かつ円滑な推進を図るため、制度の趣旨及び内容の周知徹底を行い、関係機関を指導するとともに、本資金の借入者に対して必要な指導・助言を行うものとする。

この場合、農林事務所長は、2の(2)の審査会の構成員の協力を得て、指導班連絡会議を開催し、指導計画及び指導実績を検討して必要な事項を指示するとともに、本資金の借入者に対する推進計画の達成指導が効果的に行われる

よう指導するものとする。

第3 借入手続等

本資金の借入手続等は、次のとおりとする。ただし、青森県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要しない場合には、債務保証委託申込書の提出その他債務保証に必要な手続きを要しない。

1 借入手続

借入希望者は、農家負担軽減支援特別資金借入申込書兼農家負担軽減支援特別資金債務保証委託申込書（第7号様式。以下「借入申込書」という。）2部を融資機関に提出するものとする。（基金協会の債務保証を要しない場合は1部）

2 利子補給承認申請書

(1) 融資機関は、借入申込書を受理しその内容を審査の上、本資金を融通しようとするときは、農家負担軽減支援特別資金利子補給承認申請書（第8号様式。以下「承認申請書」という。）正副2部に、借入申込書（写し2部）を添付し、借入希望者の住所地の市町村長を経由して所轄農林事務所長（融資機関が農業協同組合の場合は、その農業協同組合を所轄する農林事務所長）に提出するとともに、債務保証に関する意見を付した借入申込書を基金協会に送付するものとする。

(2) 基金協会は、(1)により融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の諾否を決定し、債務保証書を融資機関に送付するとともに、その旨を当該融資機関を経由して借入申込者に通知する。

3 利子補給承認

農林事務所長は、内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、市町村長を経由して、融資機関に対し利子補給を承認する場合は農家負担軽減支援特別資金利子補給承認書（第9号様式。以下「承認書」という。）により、また、承認しない場合はその理由を付した文章により通知を行うとともに、基金協会に対しても併せて行うものとする。この場合において、利子補給承認の決定をしたときは、承認書の写しを毎月月末までに農業技術課長に送付するものとする。

4 貸付実行等

(1) 融資機関は、承認書の交付を受けたときは、貸付の諾否を決定し、本資金の貸付を実行した場合は、翌月の10日までに所轄の農林事務所長に農家負担軽減支援特別資金貸付実行報告書（第10号様式。以下「貸付実行報告書」という。）及び農家負担軽減支援特別資金償還計画表（第11号様式。以下「償還計画表」という。）を提出するものとする。

(2) 農林事務所長は、(1)により融資機関から提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに農業技術課長に提出するものとする。

5 利子補給条件変更の申請等

利子補給条件の変更は、原則として認めないものとするが、償還計画の変更又は借入の全部若しくは一部辞退が生じた場合に限り認めることとし、次により処理するものとする。

(1) 償還計画の変更の場合

ア 融資機関は、借入者から変更の申込みを受けた場合は事情を調査し、止むを得ないと認めるときは、農家負担軽減支援特別資金利子補給変更承認申請書（第12号様式。以下「変更申請書」という。）を所轄農林事務所長に提出するものとする。

イ 農林事務所長は、融資機関から変更申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、要綱に定める償還期間及び据置期間内において、止むを得ないと認められるときは変更を承認することとし、農家負担軽減支援特別資金利子補給変更承認書（第13号様式）を当該融資機関に交付し、その旨を関係市町村長、基金協会及び農業技術課長に通知するものとする。

(2) 借入辞退の場合

融資機関は、既に承認された本資金の全部又は一部について貸付対象者から借入辞退がなされたことにより、貸付決定の全部又は一部を取り消す場合は、貸付実行報告書に記入し、4に準じて提出するものとする。

6 利子補給手続

(1) 農業技術課長は、本資金の融資残高を確認するため、毎年1月1日から6月30日（以下「上期」という。）に係るものについては6月末、7月1日から12月31日（以下「下期」という。）に係るものについては12月末までに農家負担軽減支援特別資金償還予定明細書（第14号様式。以下「償還予定明細書」という。）を融資機関に送付するものとする。

(2) 融資機関は、(1)により送付された償還予定明細書により残高を確認し、農家負担軽減支援特別資金残高確認書（第15号様式）に次の書類を添付し、上期は7月15日、下期は1月16日までに農業技術課長に提出するものとする。

ア 農家負担軽減支援特別資金残高移動報告書（第16号様式）

約定償還以外の償還や延滞があった場合及び代位弁済による償還があった場合報告する。

イ 農家負担軽減支援特別資金融資機関保有延滞分報告書（第17号様式）

最終の約定償還日を過ぎたもので償還予定明細書に出てこないものについて報告する。

ウ 残高試算表（農家負担軽減支援特別資金の残高が明示されたもの）

(3) 農業技術課長は、(2)により融資機関から提出を受けたときは、農家負担軽減支援特別資金利子補給金算出明細書（第18号様式。以下「利子補給金算出明細書」という。）及び農家負担軽減支援特別資金利子補給金算出総括表（第19号様式。以下「利子補給金算出総括表」という。）を作成し、融資機関に送付するものとする。

(4) 融資機関は、(3)の送付を受けたときは、請求書2部を作成し、利子補給

金算出明細書及び利子補給金算出総括表を添付し利子補給金の請求を行うものとする。

第4 その他

1 制度の運営

(1) 借入手続及び推進計画承認手続

融資機関及び市町村は、第2の推進計画承認手続と第3の借入手続とが同時並行して行われるよう、十分配慮するものとする。

(2) 審査会

ア 第2の2の(2)の審査会の運営に当たっては、事前の準備等に意を用いることにより、実質的な審査を的確に行うようにするものとする。

イ 審査会においては、構成員が自らの立場で判断するとともに、他の構成員の判断についても十分確認し、構成員相互間の協調、点検により本資金制度の円滑かつ的確な実施に資するものとする。

ウ 審査会の決定は、原則として構成員全体の意見の一致によるものとする。

2 他の制度資金との関係

他の制度資金との関係は、要綱第8の2のとおりとする。

3 自作農維持資金融通法第5条に基づく知事の認定を受けた者に係る特例

自作農維持資金融通法第5条に基づく知事の認定を受けた者に係る特例は、要綱第8の3のとおりとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成7年10月16日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成12年8月18日から施行する。